明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府七二）　一
〔省　令〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務四五）　三〇
○家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五四）　三
〔告　示〕
○児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（こども家庭庁一四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（農林水産省）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
特殊法人等
国立研究開発法人防災科学技術研究所令和四事業年度財務諸表、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六三
会社その他
会社決算公告　六六

府令

○内閣府令第七十二号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び児童福祉法を実施するため、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和五年十一月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄